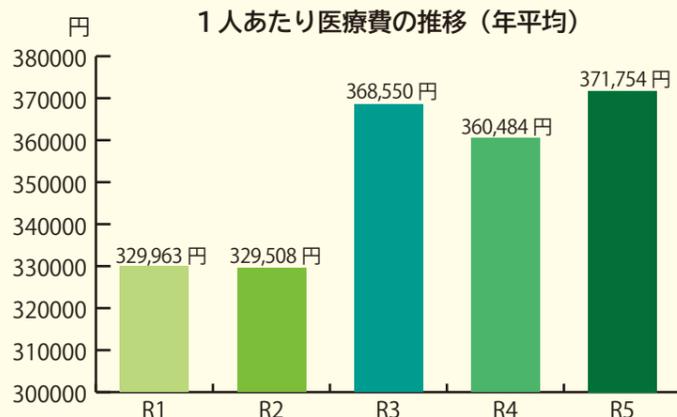
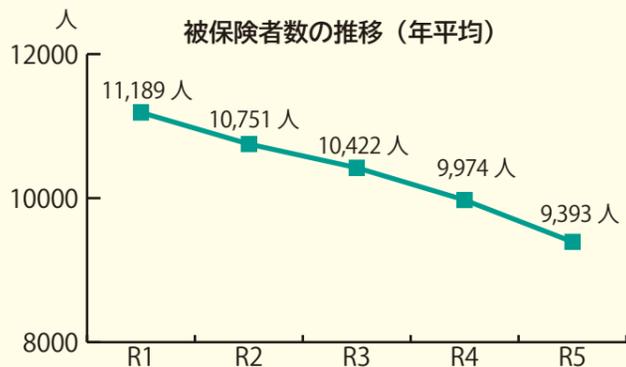


POINT

2 何が影響しているの？

社会保険の適用拡大や団塊の世代が後期高齢者医療へ移行したことにより、国保加入者が減少の一途をたどっています。また、急速な高齢化や医療技術の高度化に伴い医療費の高止まりが続き、国保の負担が大きくなっています。



特定健診を受けましょう

特定健診は、生活習慣病の予防と早期発見に重点を置いた健診です。健康状態を確認する機会として、年に1回受診しましょう。

かかりつけ医を持ちましょう

信頼できるかかりつけ医は、自分に合った適切なアドバイスや治療を提供してくれる大切な存在です。過去の診療データも活用でき、病気の早期発見につながります。

重複受診は控えましょう

複数の医師に同じ病気を診てもらおうと（セカンドオピニオンは除く）その都度医療費がかかるだけでなく、重複する検査や治療、薬により体にも負担がかかります。まずはかかりつけ医に相談しましょう。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同等の安全性が認められた経済的な薬です。医師や薬剤師と相談しながら活用しましょう。



医療費の負担を減らすには

3

医療機関を受診したり、薬を処方してもらったりするときに、少しの工夫で医療費の負担を軽減することができます。また、健康を増進し病気を予防すること、病気の予兆に気付くこと、病気になった場合は重症化する前に早期に治療を受けることも大切です。こうした心掛けで、医療費の抑制ができ、将来的には保険税の抑制にもつなげることができます。

国民健康保険の財源が

不足しています

令和7年度から国民健康保険税の税率を改正します

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者の皆さんが保険税を出し合っている制度です。この制度は、県が財政運営の責任主体となり、県内の市町村とともに、その運営にあたっています。しかし多くの市町村では実質的な収支の赤字が続いており、国民健康保険財政の健全化を図ることが急務となっています。

また、国民健康保険加入者が減少傾向にあり、それに伴い保険税収入も減少しています。加えて1人あたりの医療費は増加傾向にあり、非常に厳しい財政運営が続いているのが現状です。こうした状況を踏まえ、安定的な国保運営を図り、収入と支出のバランスが取れた適正な税率を設定する必要があります。今回、保険税率の見直しを行います。将来にわたって安心して国民健康保険を利用できるようにするため、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

区分	内訳	改正前	改正後	増減
医療分 (0～74歳)	所得割額	7.2%	7.7%	+0.5%
	均等割額	37,000円	46,000円	+9,000円
後期分 (0～74歳)	所得割額	1.7%	3.3%	+1.6%
	均等割額	9,000円	14,000円	+5,000円
介護分 (40～64歳)	所得割額	1.6%	2.2%	+0.6%
	均等割額	11,000円	15,000円	+4,000円
合計	所得割額	10.5%	13.2%	+2.7%
	均等割額	57,000円	75,000円	+18,000円

POINT

1 本市の状況

本市の国民健康保険は厳しい状況に直面しています。令和5年度から、赤字を補うため、市が保有している支払準備基金を取り崩し財源不足分に充ててきました。しかし、このままの状況が続くと、令和7年度で基金は底をつき、国保運営が破綻してしまいます。

一刻も早く税収による歳入の確保を行う必要があるため、今回、保険税率の改正を行います。

